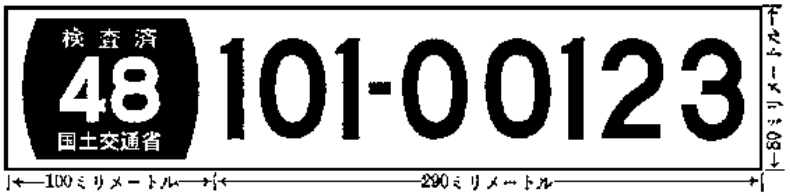
第15号様式（第42条関係）（昭48運令48・全改、昭49運令34・昭50運令47・昭56運令12・昭58運令42・昭59運令18・平12運令39・平14国交令79・平15国交令96・一部改正）



備考

1　船舶検査済票の番号は、図示の例により表示するものとする。

(1)　「検査済」の文字の下の数字は、当該船舶検査済票に係る船舶が定期検査に合格した年を表わすものとする。

(2)　構成する数字は、(i)又は(ii)により定めた番号とする。

(i)　当該船舶が小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第３条による登録を受けている場合にあつては、船舶番号のアラビア数字とする。

(ii)　(i)以外の場合は、管海官庁又は小型船舶検査機構の事務所ごとに重複しない番号とする。

2　「国土交通省」の文字は、小型船舶検査機構が検査を行つた場合は「日本小型船舶検査機構」とする。